

第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改定等委託業務 企画提案仕様書

※本仕様書は企画提案コンペ用であり、実際の契約の際に選定業者との協議の上、変更することがある。

1 事業名

第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改定等委託業務

2 目的

沖縄県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）（以下「温対法」という。）及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき、県内における温室効果ガスの排出抑制（以下「緩和策」という。）及び気候変動による影響を防止・軽減（以下「適応策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年度に「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（以下「第2次実行計画」という。）」を策定した。

今般、温対法の一部が改正されたほか、国の地球温暖化対策計画の2030年度中期目標が見直しされたことを踏まえ、第2次実行計画の改定を行う。

3 期間

契約締結の日から令和5年3月27日

4 業務の具体的内容

(1) 計画改定に係る基礎調査検討

温対法の改正及び国の地球温暖化対策計画の2030年度中期目標の見直し内容を踏まえ、計画を改定するため次の調査検討を行う。

ア 計画策定の背景

国内外及び本県の地球温暖化対策に係る動向及び気候変動の現状について整理する。

また、本県の自然的状況（地勢、気候、土地利用等）及び社会的状況（人口、産業、エネルギー等）について整理する。

イ 関連計画等との整合性の整理

国、県及び市町村の条例や関連計画を調査し、第2次実行計画の改定に反映すべき関連行政計画を整理する。

ウ 温室効果ガス排出量及び吸収量の推計

必要なデータを収集の上、「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）温室効果ガス排出量推計マニュアル」及び付属の推計システムを用いて、最新（2020年度）の温室効果ガス排出量を算定するとともに、各主体における取組等を元に進捗状況を分析する。

また、目標年度における現状趨勢ケース（追加的な対策を行わず、現状が推移したケース）の温室効果ガス排出量及び吸収量を推計し、中期目標の見直しや達成に向けた課題を整理する。

エ 温室効果ガス排出削減目標の設定

国の動向や関係機関、(2)の沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会（以下「協議会」という。）等の意見を踏まえ、中期目標の見直しを行う。

オ 施策、ロードマップ及び進捗管理指標の検討・整理

(ア) 施策の整理

上記ウで整理した温室効果ガス排出量の増減要因等について分析を行い、沖縄県の地域特性を踏まえて排出削減のための資源・可能性等を整理し、優先して取り組むべき重点施策及び具体的施策を上記イの各種計画との整合性に留意しながらリストアップする。

また、リストアップした重点施策及び具体的施策の排出削減量を可能な限り定量化し、削減効果や実現可能性等を評価した上で、施策を実施した場合の排出削減可能量を推計する。

加えて、長期目標に向けた野心的な対策やイノベーションの推進等についても検討する。

(イ) ロードマップの整理

中期目標及び長期目標達成に向けた道筋を明らかにするため、ロードマップ及び具体的施策の年次別の目標値等を示した施策総括表を作成する。

(ウ) 進捗管理指標の整理

第2次実行計画における進捗管理指標のデータを収集するとともに、毎年度の排出量の評価・分析に必要な項目（排出量削減のために行う具体的施策、対策実施に伴う削減量、増減量の要因を分析するための指標、評価手法）等について再検討し、必要に応じて同指標の見直しを行う。

また、進捗管理体制（県庁内、関係機関、事業者等）や結果報告の方法の再検討を行い、必要に応じて見直しを行う。

加えて、進捗管理指標の評価方法について、後述のカ(ア)の施策の実施に関する目標の設定に関する事項も踏まえ、検討を行う。

なお、進捗管理指標の整理に当たっては、PDCAサイクルによる点検が効率的に実施できるよう、沖縄21世紀ビジョン実施計画、沖縄県環境基本計画等の関連計画との整合性に留意する。

カ 温対法改正に伴う調査検討

(ア) 施策の実施に関する目標の設定

改正後の温対法第21条第3項第5号に基づき、同項第1号から第4号に規定する施策の実施に関する目標の設定が必要となったことから、上記の調査検討事項を踏まえ当該目標を設定する。

(イ) 都道府県基準の調査検討

改正後の温対法第21条第7項に基づき、本県の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮し、地域脱炭化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）に関する基準（以下「都道府県基準」という。）を検討する。

都道府県基準の検討に当たっては、上記の調査検討事項を踏まえ、追加の文献調査、専門家等へのヒアリング、促進区域に係る市町村へのヒアリング等を行う。

また、検討結果を踏まえ、令和4年度における改訂計画への反映の有無、今後の設定方針等について整理する。

(2) 協議会の開催

協議会を3回程度開催することから、協議会の運営を補助し、資料の作成・送付・説明、質疑応答への対応、意見整理、対応方針案の作成、議事録の作成、協議会座長との事前・事後調整等を行う。

なお、協議会委員の就任手続、協議会開催会場の確保、協議会開催通知並びに委員への旅費及び報償費の支払いは環境再生課が行う。

各協議会の実施時期及び協議事項については、次を想定しているが、環境再生課の担当職員と十分協議の上、実施時期、協議事項等の必要事項を確定すること。

	実施時期（案）	主な協議事項（案）
第1回協議会	令和4年8月～9月	計画改定の方針
第2回協議会	令和4年11月～12月	改定計画素案（パブリックコメント版） 進捗管理報告書素案
第3回協議会	令和5年1月～2月	改定計画案（修正素案） 進捗管理報告書案（修正素案）

(3) 改定計画及び改訂計画概要版の作成

ア 改定計画素案（パブリックコメント版）の作成

上記(1)及び(2)を踏まえ、環境再生課が実施する関係行政機関照会、パブリックコメント等の実施に向け、令和4年12月を目途に第2次実行計画改定素案（パブリックコメント版）を作成する。

なお、第2次実行計画のうち、沖縄県気候変動適応計画に相当する箇所については、上記(1)及び(2)を踏まえ、気候変動をめぐる動向、現状や将来予測等に関する事項（第2次実行計画の第1部及び第3部第1章相当箇所）について修正すること。

また、適応策の推進に関する事項（第2次実行計画の第3部第2章及び第3章相当箇所）については、環境再生課の担当職員からの情報提供を受け、修正すること。

イ 関係行政機関照会及びパブリックコメントに係る対応案の作成等

関係行政機関照会及びパブリックコメントに係る意見を項目毎に整理し、対応案を作成するとともに、計画の修正を行い、改定計画案（修正素案）を作成する。

ウ 改定計画最終案及び改訂計画概要版最終案の作成

上記の調査検討事項を踏まえ、改定計画最終案及び改訂計画概要版の最終案を作成する。

なお、改訂計画及び改訂計画概要版の製本は、環境再生課の担当職員の指示を受けてから実施すること。

(4) 進捗管理報告書の作成

上記(1)、(2)及び(3)を踏まえ、「令和3年度沖縄県地球温暖化対策実行計画進捗管理報告書」（以下「進捗管理報告書」という。）を作成する。

進捗管理報告書の内容は、過年度の進捗管理報告書の内容や構成を基本とし、協議会における協議事項等を反映する。

また、進捗管理指標の評価方法は、(1)オ(ウ)の進捗管理指標の整理結果を踏まえること。
加えて、緩和策及び適応策の取組状況等については、環境再生課の担当職員からの情報提供を受け、進捗管理報告書に反映すること。

なお、進捗管理報告書の製本は、環境再生課の担当職員の指示を受けてから実施すること。

(5) その他

ア 進捗管理システム及び過年度の排出量の見直し

必要に応じて、現行計画の進捗管理システム（エクセル形式）を見直し、国の算定マニュアルや最新データ等に適合した内容に見直しを行う。

また、最新データ等により見直しを行った結果、過年度の排出量に影響が生ずる場合は年度を遡って排出量の算定を行う。

イ 庁内関係部局との調整

上記の調査検討に当たっては、関係部局へのヒアリング・調整等を実施するなど、庁内での連携が十分に図られるよう必要な措置を講ずる。

5. 業務実施にあたり留意すべき事項

- (1) 計画の改定及び進捗管理報告書の作成に当たっては、該当する国の計画やマニュアル等の基本的な考え方に従うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、担当職員と十分協議するとともに、原則として毎月1回、担当職員と業務の進捗状況や業務内容等について打ち合わせを実施すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、企画提案書で提案した事項についても、実施すること。

6. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、または請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事業があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書や資料の印刷、製本といった軽易な業務については、この限りでない。

7. 成果物

(1) 提出期限

令和5年3月27日

(2) 提出物

ア 業務報告書（A4版） 3部

4.（1）～（5）の内容をとりまとめ、長期の使用に耐えるよう装丁した報告書を3部作成する。

イ 第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）（改訂版）

A4判、一部カラー刷り、500部

ウ 第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画概要版（改訂版）

A4判、カラー刷り、2000部

エ 進捗管理報告書 5部

簡易製本等による進捗管理報告書を5部作成する。

オ 推計マニュアルとその使用マニュアル、一式

カ その他

上記ア～オ及び集計データ、開発したシステム等の成果物を電子媒体に保存し提出する。

9. その他

受託者は、本仕様書に懐疑が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書に記載のない細部事項については、担当職員と協議してその指示に従うこと。

10. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11. 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境再生課の指示に応じて適切に取り扱うこと。